別紙１

空港使用届

年　月　日

松山空港長　殿

住所
氏名（名称）
連絡先

松山空港の施設を利用したいので、空港管理規則第６条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．使用航空機の型式、登録記号及び最大離陸重量	型式：　　登録記号：　　最大離陸重量：
２．使用期間（使用開始日時及び使用終了日時）	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
３．使用施設	○滑走路　○誘導路　○エプロン ○その他（　　）
４．使用目的	○航空写真　○社員等の送迎　○燃料補給　○レジャー ○ビジネス　○旅客・貨物輸送　○その他（　　）
５．出発地及び目的地	出発地：　　目的地：
６．機長の氏名及び緊急連絡先	氏名　： 電話番号：
７．ハンドリング担当者等 ○有　○無	担当者　： 連絡先　：
８．その他参考となる事項	

※記入欄に書ききれない場合は、別添を付すことも可能とする。その際は記入欄に「別添に示す」と記載すること。

【空港使用に際しての確認事項】

○共通（自衛隊、軍及び国の行政機関から便宜供与依頼があった航空機の使用者は除く。）

１）航行不能航空機の撤去作業に係る同意書の提出（様式１又は様式２）

□ 運航者等により撤去作業を実施する場合　→　様式１を提出

□ 撤去作業を空港事務所に委託する場合　→　様式２を提出

２）運航者撤去作業計画の提出　　□提出不要（様式２を提出する場合）

□提出（初回・更新時）　□提出済

○自家用航空機の場合

１）法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。　□はい　□いいえ

２）届け出者が、空港を使用した行為により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者でない。　□はい　□いいえ

３）航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること　□加入済　□未加入

４）航空保険（第三者賠償責任保険）証券等の提出　□提出済　□提出（初回・更新時）

５）航空機乗組員は、酒気を帯びている場合には航空業務を行わないこと、また国の職員により酒気帯びの有無についての確認を求められた場合は応じること。　□はい　□いいえ

６）「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。
この確認書の正本は、便宜上、国土交通省航空局に保管されることを確認する。
法人・団体の場合、この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。

年　　月　　日

（署名）　　／（法人名）　　／(職名)

７）最大離陸重量５．７ｔ越の自家用飛行機については、以下の誓約書に署名すること。

落下物防止対策を講じることを約する誓約書

この誓約書に署名する者は、２０１９年3月３０日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下を防止するために、以下の措置を講じていることを誓約する。

① 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施すること。

② 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。

③ 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施すること。

（１） 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認すること。

（２） 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着氷の恐れのある胴体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施すること。

（３） 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認すること。

④ 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料（サービス・ブレティン等）については、積極的にこれを採用するよう努めること。

⑤ 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努めること。

この誓約書への署名等は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。
また、この誓約書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

年　　月　　日

（署名）　　／（法人名）　　／（職名）